

# 夫婦のどちらかが亡くなった時の、 年金収入は？

夫が亡くなった後の生活が心配です。1人になると年金収入はどのくらい減るのでしょうか。退職金を取り置いて備えた方がいいのでしょうか。

## 年金収入先立たれると減少

会社員や公務員だった夫に先立たれると、妻は遺族年金が出ますが、どのくらい受け取れるかは意外と知らないものです。1人だけの生活になっても困らないよう、退職金を残しておく必要があります。まずは、公的年金制度の仕組みから説明しましょう。

「日本の年金は2階建て」と言われます。1階部分は20歳から60歳未満の全員が加入する国民年金で、原則65歳になって受け取るものは「老齢基礎年金」と呼ばれます。保険料を払った年数に応じて年金額が決まり、40年間払うと満額の年間78万100円（2016年度）です。2階部分

は会社員などが加入する厚生年金で、老後に受け取るものは「老齢厚生年金」と呼ばれます。年金額は加入期間や給料の額で異なります。

夫が元会社員、妻が専業主婦なら、世帯の年間年金収入は、夫の「1階+2階」、妻の「1階」を合計した金額です。妻が厚生年金に加入している場合は、夫の「1階+2階」で、妻の「1階」を合計した金額が世帯の年間収入になります。

夫が元会社員、妻が専業主婦で、老齢基礎年金が夫、妻とも年78万円、夫の老齢厚生年金が年122万円、子どもがいない例

### 夫婦のどちらかが亡くなると世帯の年金収入は減る

夫が元会社員、妻が専業主婦で、老齢基礎年金が夫、妻とも年78万円、夫の老齢厚生年金が年122万円、子どもがいない例



### ポイント

- 夫が亡くなった後、妻が受け取れる遺族年金は夫の「老齢厚生年金」の額の4分の3
- 配偶者に先立たれることを念頭に置き、退職金を取っておく

厚生年金」と呼ばれます。例えば、会社員だった夫の年金額が200万円（1階部分78万円、2階部分122万円）、専業主婦の妻は1階部分のみで78万円だったとします。夫婦2人の年金収入は、合わせて年間278万円（月約23万円）です。

夫が亡くなると、妻が受け取る遺族厚生年金は夫の2階部分の4分の3なので約92万円。妻自身の1階部分（78万円）と合わせると、妻の年金収入は年間約170万円（月約14万円）。夫婦2人の時よりも、実に年間100万円以上も年金収入が減ります。

反対に、妻に先立たれた場合は、夫は自分の年金収入だけになります。同じ例では年間200万円（月約17万円）です。収入の減り具合は、妻が残される場合に比べて小さいですが、いずれにせよ年金収入は確実に減ります。

一方、支出は1人になって

もそれほど大きく減りません。家計のやりくりは大変になり、貯蓄の取り崩しペースが早まります。夫であれ妻であれ、いずれは1人になることを念頭に、退職金を残しておく必要があるでしょう。

仮に、夫婦での年金生活の赤字額が毎年50万円なら、90歳までの25年分、1250万円を積み立てておくのが理想です。相談に来たご夫婦に「老後は夫婦セットで長生きするのがお金の面で楽ですよ」と冗談っぽくお話ししたら、しばらくして「妻が健康に気を使ってヘルシー料理をつくってくれるようになってきました」とメールをいただいたことがあります。

なお、国民年金のみ加入していた自営業の夫が亡くなった場合には、2階部分がないので遺族厚生年金は受け取れません。

ファイナンシャルプランナー 深田晶恵